
一般社団法人 神奈川県サッカー審判協会 定款

一般社団法人 神奈川県サッカー審判協会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人 神奈川県サッカー審判協会（略称「RA 神奈川」）と称し、英文は The Soccer Referees' Association of Kanagawa（略称「RA Kanagawa」）と表示する。

第2条 (事務所)

当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

当法人は、日本サッカー審判協会（以下「RAJ」という）および関東サッカー審判協会（以下「RA 関東」という）の下部組織として、一般社団法人 神奈川県サッカー協会第二事業グループ 審判部会と協調し、神奈川県内のサッカー、フットサル、ビーチサッカーおよびアンプティサッカー等（以下「サッカー」という）の審判員の資質と向上のため、神奈川県内の審判員相互の研修と交流を図ることを目的とすると共に、神奈川県民に広くサッカー審判活動の普及を図り、サッカー審判活動を通じて神奈川県内のサッカー事業の発展に貢献することを目的とする。

第4条 (事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) サッカー競技規則に関する相談および助言
- (2) サッカー審判員の資質向上を図ることを目的とした講演会の開催および講師派遣並びに研修会および勉強会の開催
- (3) サッカー審判員の審判法に関する教育研修事業
- (4) RAJ、RA 関東および各都道府県サッカー審判協会並びにサッカー協会審判委員会（審判担当部署）を含む国内外のサッカーに関わる団体との交流や懇親
- (5) サッカー審判員の資質向上を図ることを目的としたサッカー競技規則の勉強会
- (6) サッカー競技規則および同競技規則に照らし合わせたサッカー審判活動に関連する書籍の発行および普及
- (7) 広報活動および会報
- (8) 前各号に関する IT 技術の利用および促進
- (9) その他前各号に付帯し、または関連する一切の事業

第3章 会 員

第5条 (種別)

当法人は、以下の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して当法人に入会した個人および法人。

- (2) 賛助会員 当法人の活動をサポートする目的で入会した個人および法人。
 - (3) 名誉会員 当法人の活動に多大な功績があり、総会の決議により推薦された個人および法人。
2. 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

第6条（入会資格）

当法人の正会員、賛助会員になろうとする者は、自己およびその親族または自己の役員および株主が、以下の各号の一に該当しないものとする。

- (1) 反社会的団体及び集団等集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する虞のある団体若しくは当該団体の構成員又はこれらの者と取引があると判断される者
- (2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪行為、犯罪収益等隠匿若しくは犯罪収益等収受を行い若しくは行っている疑いのある者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号、その後の改正を含む。）に基づき処分を受けた団体に属している者若しくは当該団体又はこれらの者と取引があると判断される者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含む。）第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、並びに「組織犯罪対策要綱の改正について（依命通達）（平成23年12月22日警察庁次長）」に定義される暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ（政治活動標ぼうゴロ）、特殊知能暴力団等若しくはこれらに準ずるもの、又はこれらに関連する者
- (5) 不当な利益供与を要求する者
- (6) その他市民生活の秩序や安定に脅威を与える者

第7条（入会）

当法人の正会員、賛助会員になろうとする者は、当法人の理事会で定める所定の入会申込書（インターネット上の手続きを含む）により申込みをしなければならない。当申込みに基づき、理事会の承認を得た者を正会員、賛助会員とする。

2. 名誉会員に推薦された者は、入会手続きは必要なく、本人の意思をもって名誉会員となる。

第8条（入会金および会費）

当法人の入会金および会費の規定は下記のとおりとする。

(1) 入会金

当法人の会員になろうとする者は、入会申込時に以下のとおり入会金を支払うものとする。

- ① 正会員 金1,000円
- ② 賛助会員 金1,000円を最低金額とし、上限を設けない。但し、理事会の決議により入会金の支払いを免除することができる。

③ 名誉会員 入会金の支払いを免除する。

(2) 会費

当法人の会員が、事業年度毎に支払う当法人の活動費を会費といい、当法人の会員は毎年3月31日までに、以下の定める翌事業年度の会費を支払うものとする。

① 正会員 金 2,000 円

② 賛助会員 金 2,000 円を最低金額とし、上限を設けない。

③ 名誉会員 年会費の支払いを免除する。

(3) 前各号の金額を変更する場合は、社員総会の決議を要する。

第9条（退会）

当法人の会員は、当法人理事会で定める所定の退会届を提出すること（インターネット上の手続きを含む）により、任意にいつでも退会することができる。

2. 退会する会員は、当該退会をもって、当法人に対する債務を免れるものではない。

第10条（除名）

当法人の会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、総会の決議によりこれを除名することができる。

(1) 定款等に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、またこの法人の目的に反する行為があったとき

(3) 当法人の会員としての義務を果たさなかったとき

(4) 第6条に抵触することが明らかになったとき

2. 前項の規定を適用する場合は、総会の決議に先立ち、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3. 除名された会員は、当該除名をもって、当法人に対する債務を免れるものではない。

第11条（会員の資格喪失）

当法人の会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。なお、当条項の会員の資格喪失をもって、当法人に対する債務を免れるものではない。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 会員である個人本人が死亡または失踪宣告を受ける、あるいは、会員である団体が消滅したとき

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に会費を納入しないとき

(4) 除名されたとき

第12条（抛出金品の不返還）

当法人は、会員が既に納入した入会金、会費およびその他一切の金品につき、返還は行わない。

第4章 総会

第13条（構成）

当法人の総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

第14条（種別）

当法人の総会は、定時総会および臨時総会とする。

第15条（権限）

当法人の総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任。
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 当法人の解散および残余財産の処分
- (5) 当法人の合併
- (6) 事業計画の承認
- (7) 事業計画予算の承認
- (8) 貸借対照表および損益計算書の承認
- (9) 定款の変更
- (10) 理事会の決議により社員総会に付議した事項
- (11) その他社員総会で決議するものとして定款で定める事項

第16条（開催）

当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第17条（招集）

定時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。但し、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に招集する。
 - (1) 理事会が開催を必要と認めて決議したとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、臨時総会の議題となる事項を記載した書面をもって、当法人に招集請求があったとき
 - (3) 監事から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき
3. 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面（電子書類含む）により、少なくとも総会開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。

第18条（議長）

総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

第19条（議決権等）

総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2. 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会に出席した正会員の過半数をもって行う。
3. 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された決議事項について書面（電子書類含む）をもって議決権を行使し、または他の正会員を代理人として議決権を委任することができる。この場合は、議決の数を議決権の数に算入する。

第20条（議事録）

総会の議事については、法令の定めに従い議事録を作成する。

2. 議事録には、議長および総会に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印しなければならない。

第5章 役員

第21条（役員の種類および定数）

当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事から副会長を1名、理事長を1名、副理事長を1名、選任することができる。
3. 前項の会長を一般法人法に規定する代表理事とし、副会長、理事長、副理事長をもって、同法91条第1項および第2項に規定する業務執行理事とする。

第22条（役員を選任）

理事および監事は、総会の決議により選任する。

2. 会長、副会長、理事長および副理事長は、理事会の決議により選任する。
3. 役員のうち、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

第23条（理事の職務）

理事は、理事会を構成し、定款に基づき当法人の諸事項を審議、決定し、その執行に当たる。

第24条（監事の職務および権限）

監事は、法令および定款に基づき、次の職務に当たる。

- (1) 理事の職務執行の監査を実施し、監査報告書を作成する。
- (2) 理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況を監査することができる。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または

法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告する。

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。
- (5) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。

第 25 条（役員任期）

理事および監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとする。

2. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任役員の任期の満了する時までとする。
3. 理事または監事が第 21 条に定める定数を満たさない場合、任期満了または辞任により退任した後も、新たな理事または監事が選任されるまで、なお理事または監事の権利義務を有する。

第 26 条（役員解任）

理事および監事は、総会の決議により解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員数の議決の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第 27 条（報酬等）

理事および監事は、無報酬とする。但し、総会の決議並びにすべての監事の同意があった場合はこの限りではない。

2. 前項但書に基づき、理事および監事の報酬を定めた場合は、総会の決議において、算出基準を設けなければならない。
3. 理事および監事に対し、その職務の行使のために要する費用を支払うことができる。

第 6 章 理事会

第 28 条（構成）

当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 29 条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行に関する監督
- (3) 総会に付議すべき事項の決定
- (4) 会長、副会長、理事長、副理事長の選任および解任

第 30 条（招集）

理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事が代わって招集する。

第 31 条（決議）

理事会の決議は、決議事項について特別な利害関係を有する理事を除き、その理事会に出席した理事の過半数をもって決する。

2. 前項の規定に拘らず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第 32 条（議事録）

理事会における決議において、法令の定めに従い議事録を作成する。

2. 議事録には、出席した会長、副会長、理事長、副理事長のうち 1 名以上およびその他出席した理事のうち 1 名以上が署名捺印しなければならない。

第 7 章 会計

第 33 条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 34 条（事業計画および収支予算）

当法人の事業計画書および収支予算書は、会長が作成し、理事会の決議を経て、毎事業年度開始後 2 か月以内に開催される総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類は、主たる事務所に、その事業年度が終了するまで保管しなければならない。

第 35 条（予算の追加および更正）

収支予算書の承認後にやむを得ない事由が生じ、予算の追加または更正が必要な場合は、理事会の決議を経たのち、監事の承認ならびに総会の承認を受け、予算の追加または更正を行うことができる。

第 36 条（事業報告および決算）

当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたのち、理事会に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表および損益計算書の付属明細書

2. 前項第 1 号、第 3 号および第 4 号の書類については、総会に提出し、第 1 号についてはは

- その内容を報告し、第3号および第4号の書類については、承認を得なければならない。
3. 第1項の書類の他、監査報告書を、主たる事務所に5年間備え置かなければならない。
また、定款および会員名簿も同様とする。

第37条（剰余金の処分）

当法人は、剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款の変更、解散および合併

第38条（定款の変更）

この定款は、総会の特別決議により変更することができる。

第39条（解散）

当法人は、総会の特別決議並びにその他法令で定められた事由により解散する。

第40条（合併）

当法人は、本定款第3条および第4条の規定に沿った事業を継続できる他の法人と合併することができる。

第41条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合、当法人が有する残余財産を、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第42条（公告）

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

第43条（補則）

この定款の定めによるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議に基づき別途定めるものとする。

附則

1. 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。
2. 当法人の最初の会長は、今井 春夫 とする。
3. 当法人の設立当初の役員は、第22条第1項の規定に拘らず以下のとおりとする。

設立時の理事	今井 春夫
設立時の理事	浅井 昭子
設立時の理事	砂川 恵一
設立時の理事	中原 美智雄
設立時の理事	平井 充子
設立時の理事	滝沢 好一
設立時の理事	砂田 健
設立時の理事	芝崎 慎一
設立時の理事	砂川 君枝
設立時の理事	芦川 健一
設立時の理事	高松 伸行
設立時の理事	兼井 新一
設立時の監事	羽中田 照男
設立時の監事	高橋 雅彦

4. 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 神奈川県横浜市旭区都岡町28番地の4
横浜・鶴ヶ峰 ダイヤモンドマンション701号室
設立時社員 今井 春夫

住 所 神奈川県横浜市戸塚区矢部町872番地1 アークハイツ2棟101号
設立時社員 砂川 恵一

以上、一般社団法人神奈川県サッカー審判協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年 月 日

設立時社員

印

設立時社員

印